



令和6年度 中野市少年育成センター運営協議会 次第

- ◇ 日時 令和6年5月27日（月）午後4時
- ◇ 場所 中野市役所42・43号会議室（4階）

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 報告事項

- (1) 令和5年度少年育成委員の活動について

5 協議事項

- (1) 令和6年度少年育成委員の活動計画について

6 情報交換会

7 そ の 他

8 閉 会

中野市少年育成センター運営協議会委員名簿

(任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日)

中野市少年育成センター運営協議会委員名簿				
		(任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日)		
区 分	選出機関・団体名	役職名	氏 名	備 考
関係行政機関 関係職員	中野警察署生活安全課	課 長	宮澤小百合	
	北信地域振興局	副局長 兼総務管理課長	池田 敦	
	中野市福祉事務所	所 長	高山康代	健康福祉部長
	中野市中央公民館	館 長	宮澤博之	
識見を有する者	中野市高等学校長会	校 長	滝澤 崇	中野立志館高等学校
	中野市校長会	校 長	唐木敏行	高社中学校
	中野西高等学校PTA	副会長	芋川利幸	
	中野立志館高等学校PTA	副会長	金井哲也	
	中野市PTA連合会	副会長	井原義仁	中野平中PTA
	中高少年警察ボランティア協会	会 長	畔上照雄	
	中野市民生児童委員協議会	部会長	片所年子	主任児童委員
	中野市保護司会	会 長	柴本 茂	
	中野地区青少年健全育成会	会 長	廣田智洋	
	中野市少年育成委員会	会 長	金井 洋	
	中野市少年育成委員会	副会長	高野郁夫	
				(敬称略)

事務局

少年育成センター長	子ども部長	小林 由美
事務局（子育て課）	課 長	戸田 修三
事務局（子育て課）	青少年未来係長	田中 千尋
事務局（子育て課）	主 事	神田 哲弥

はじめに… 中野市少年育成センターの概要

■少年育成センターとは…

問題少年の早期発見と早期補導活動によって、その健全な育成を目的に、少年育成センターを設置し、次に掲げる事業を、少年育成委員が実施しています。

- (1) 少年の街頭補導
- (2) 少年又は関係者を対象とする少年相談
- (3) その他必要な事業

■少年育成委員とは…

同センター内に少年育成委員を置き、同センター事業の活動を担っています。

現在 75 名の委員を任用しており、委員の選出は、市内小中学校及び高校の先生（学校長推薦）と、区長会を通じて依頼し、各区から選任しています。

任期は、令和5年4月25日から令和7年4月24日までの2年間となっています。

活動は、全75名の委員で構成する「少年育成委員会（団体）」で、活動内容を決定し、各班（全14班）に分かれ、街頭補導（巡回）活動や、青少年健全育成の観点から青少年の通学路等、行き交う場所について清掃などを行っています。

※別紙 中野市少年育成委員の活動の目的

■少年育成センター運営協議会とは…

少年育成センターの適正な運営を図るため、中野市少年育成センター運営協議会を置いており、センターの運営について審議することとしています。

4 報告事項 (1)令和5年度少年育成委員の活動について

令和5年度中野市少年育成委員会補導育成活動実施状況表

実施月	街頭啓発・ 有害環境浄化活動		イベント街頭活動		合 計		前年度合計	
	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回数	人数
4	0	0	0	0	0	0	4	15
5	0	0	0	0	0	0	5	19
6	0	0	0	0	0	0	7	24
7	12	30	0	0	12	30	10	37
8	8	31	0	0	8	31	10	40
9	6	25	0	0	6	25	8	33
10	9	40	0	0	9	40	7	33
11	11	40	0	0	11	40	13	56
12	6	30	0	0	6	30	7	27
1	4	18	0	0	4	18	0	0
2	5	24	0	0	5	24	2	10
3	5	26	0	0	5	26	2	7
合 計	66	264	0	0	66	264	75	301

* 令和5年度補導人数(0人)、行為別(0人)、学識別(0人)
前年度(0人)

令和5年度中野市少年育成委員会事業報告書

1 補導育成活動 (別表参照)

- (1) 街頭活動 (7月、11月 青少年健全育成強調月間含む)

実施回数 66回

- (2) イベント街頭活動 イベント (中野ションションまつり) に合わせて実施

2 有害環境浄化活動 (7月、11月 青少年健全育成強調月間中の街頭活動に併せて実施)

- (1) 青少年健全育成協力店の協力要請

加入店舗総数 市内153店舗

3 啓発活動

- (1) 桃太郎旗の設置 (市内45ヵ所)

7月、11月各月間中

- (2) 一斉街頭啓発活動 (市内駅前 計9ヵ所)

7月3日

4 研修会・大会等

- (1) 研修視察・全体奉仕活動

随時

- (2) 総会・班長会

4月25日

6月20日

- (3) 第48回長野県青少年補導活動推進大会 (駒ヶ根市)

7月5日

- (4) 長野県青少年健全育成県民大会 (佐久市)

12月16日

5 関係機関・団体等との連携

- (1) 長野県下の関係機関・団体との連携

- (2) 北信管内の関係機関・団体との連携 (北信ブロック会議・千曲市)

10月27日

- (3) 市内の関係機関・団体との連携 (一斉街頭啓発活動、市民集会他)

6 中野市少年育成委員会 街頭補導活動月例報告の発行

5回(4月～3月)

5 協議事項 (1) 令和6年度少年育成委員の活動計画について

令和6年度中野市少年育成委員会事業計画（案）

1 補導育成活動

(1) 街頭活動（通年）

班別による巡回啓発活動（危険箇所の点検、青少年への声掛け・指導活動等）

(2) イベント街頭活動

祭事が行われている市街地の街頭活動

長期休み（夏休み等）での公共施設等への巡回街頭活動

2 有害環境浄化活動（7月、11月青少年健全育成強調月間中の街頭活動に併せて実施）

(1) 青少年健全育成協力店の協力要請

市内の未指定店舗に加入協力を依頼

3 啓発活動

(1) 桃太郎旗の設置

7月、11月

(2) 一斉街頭啓発活動（あいさつ運動）

7月1日（月）

4 研修会・大会等

(1) 研修視察・全体奉仕活動

随時

(2) 第49回長野県青少年補導活動推進大会（小諸市）

7月11日（木）

(3) 北信ブロック青少年補導委員会正副会長・事務局会議

未定

(4) 長野県青少年健全育成県民大会（中野市）

11月2日（土）

5 関係機関・団体等との連携

6 中野市少年育成委員会月例報告の発行

随時

7 強調月間

(1) 青少年に有害な社会環境排除県民運動強調月間（7月、11月）

(2) 青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）

(3) 子ども・若者育成支援強調月間（11月）

6 情報交換会

[illegible]

○中野市少年育成センター条例

(設置)

第1条 問題少年の早期発見と早期補導活動によって、その健全な育成を図るため、少年育成センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称 中野市少年育成センター

位置 中野市三好町一丁目3番19号

(事業)

第3条 中野市少年育成センター（以下「育成センター」という。）は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 少年の街頭補導
- (2) 少年又は関係者を対象とする少年相談
- (3) その他必要な事業

(少年育成委員)

第4条 育成センターに少年育成委員（以下「育成委員」という。）を置く。

2 育成委員は、100人以内とし、市長が任用する。

(身分証明書)

第5条 市長は、別記様式の身分証明書を育成委員に交付する。

2 育成委員は、職務に従事するとき、前項の証明書を携行しなければならない。

(職員)

第6条 育成センターに必要な職員を置く。

(運営協議会)

第7条 育成センターの適正な運営を図るため、中野市少年育成センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、市長の諮問に応じて育成センターの運営について審議する。

(運営協議会の委員)

第8条 運営協議会の委員（以下「委員」という。）は、20人以内とし、次に掲げる者

のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 識見を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第9条 運営協議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 運営協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月26日条例第21号）

この条例は、令和5年4月25日から施行する。

■中野市少年育成委員の活動の目的

【青少年非行の防止と健全育成】

「地域の子どもは地域で育てる」の観点から抑止力として、主に街頭（巡視）活動と有害環境チェック活動をお願いしております。

現在の子どもたちの置かれている環境や、SNS の普及により屋外で子どもの姿を見ない、といった話をよく耳にしますが、継続して取り組んでいくことが目的の達成につながります。

委員の皆様には、地域社会から子どもの成長を見守り応援するという観点から、子どもたちへの温かいまなざしと「こんにちは」「気を付けて」といった愛の一声をお願いいたします。

●活動内容1 街頭（巡回）活動

概ね1か月に1回程度（各地区の実情で変更していただいても構いません。）、青少年健全育成協力店舗、神社、駅、公園など青少年が集まる場所の巡回をお願いしております。

※班長を中心に各班で日程を決めていただき活動していただいております。

小中学生、高校生に声かけ等をしていただき、喫煙などの非行活動が見られる場合には、補導を行ってください。また、必要に応じて、駐輪場の整理整頓、清掃活動をお願いします。

（活動日、時間は地区ごとに構成する班で決定しています。）



●活動内容2 強調月間中のチェック活動、桃太郎旗の設置

毎年、7月は青少年健全育成強調月間、11月は子ども・若者育成支援強調月間となっております。強調月間中は、少年育成委員が青少年健全育成協力店に対し、お酒や有害図書の適正管理を行っているか等のチェック活動を実施していただきます。また、強調月間中は、緑色の桃太郎旗を小学校、道路等への設置をお願いしています。

●活動内容3 各種事業への参加

2年間の任期中、警察署等の方を講師に迎えて補導活動を学習する全体研修会、先進地等への研修視察、地域清掃活動等を実施しております。また、関係団体（長野県青少年補導委員会連絡協議会等）の活動に参加をお願いする場合があります。